

いすみ市立保育所運営規程

第1 施設の名称等

いすみ市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

第2 施設の目的及び運営の方針

- 1 保育所は、当該保育所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）の状況又は発達過程を踏まえ、心身共に健やかに育成されるよう、特定教育・保育を一体的に行うことを目的とする。
- 2 保育所は、利用子どもの属する家庭又は地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 3 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）その他の関係する法令並びに関係する条例及び規則を順守し、事業を実施するものとする。

第3 提供する特定教育・保育の内容

保育所は、支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

第4 職員の職種、員数及び職務の内容

- 1 保育所が特定教育・保育を提供するに当たり配置する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 所長 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を順守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、所務をつかさどる。
 - (2) 所長代理 地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
 - (3) 保育士長 保育に従事し、その計画の立案、実施及び記録並びに家庭連絡等の業務を行い保育内容について他の保育士に助言、指導する。

- (4) 主任保育士・保育士 保育に従事し、その計画の立案、実施及び記録並びに家庭連絡等の業務を行う。
 - (5) 調理員 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- 2 保育所における保育の実施にあたり配置する職員の員数については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)で定める配置基準以上とし、児童数により変動するものとする。

第5 特定教育・保育の提供を行う日

- 1 保育所が特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
- 2 保育所は、1の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 年末年始の休日(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日)
- 3 保育所は、2の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 保育所は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第6 特定教育・保育の提供を行う時間等

- 1 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11 時間)は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8 時間)は、午前 8 時から午後 4 時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 保育所の開所時間は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日から金曜日 午前 7 時から午後 7 時
 - (2) 土曜日 午前 7 時から午後零時

- 3 保育所は、利用子どもの保護者が、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

第7 利用者負担その他の費用等

- 1 保育所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、市に対し、居住する市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。
- 2 保育料のほか、保育所において提供される便宜に要する費用のうち、必要とされるものに係る費用であって、利用子どもの保護者に負担させることが適当と認められるものについて、事前に当該保護者の同意を得た上で当該保護者から徴収することができる。
- 3 保育所は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として当該保護者から徴収することができる。

第8 利用定員

利用定員は、別表2のとおりとする。

第9 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- 1 保育所は、市が行った利用調整により保育所の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 保育所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 支援法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から保育所の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第 1 0 緊急時等における対応方法

保育所の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第 1 1 非常災害対策

保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第 1 2 虐待の防止のための措置に関する事項

保育所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第 1 3 秘密保持

- 1 保育所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 保育所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特別な理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

第 1 4 記録の整備

保育所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) いすみ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 12 月 24 日条例第 25 号)第 34 条第 2 項第 3 号

の規定に基づく市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

第15 その他運営についての重要事項

この規程に定めるもののほか、保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1 (第 1 関係)

名称	所在地
いすみ市立第一保育所	いすみ市大原 7 8 1 7 番地
いすみ市立第二保育所	いすみ市大原 1 5 9 5 番地
いすみ市立東海保育所	いすみ市若山 2 3 8 番地 1
いすみ市立東保育所	いすみ市山田 4 7 8 番地 1
いすみ市立浪花保育所	いすみ市大原台 3 2 3 番地
いすみ市立長者保育所	いすみ市岬町長者 5 5 6 番地 2
いすみ市立中根保育所	いすみ市岬町中滝 9 8 0 番地 2
いすみ市立太東保育所	いすみ市岬町椎木 1 4 4 6 番地 2
いすみ市立古沢保育所	いすみ市岬町岩熊 5 7 3 番地

別表 2 (第 8 関係)

保育所名	利用定員
第一保育所	120
第二保育所	90
東海保育所	120
東保育所	90
浪花保育所	60
長者保育所	120
中根保育所	90
太東保育所	140
古沢保育所	60